

# 平成30年度 第12回全体庁議（2月1日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(4) 帯広市森林整備計画(案)について[農政部]
----	-------	--------------	---------------------------

## ■ 提案・報告の趣旨

森林法の規定に基づき策定した帯広市森林整備計画(案)について、平成31年2月8日の産業経済委員会に報告するもの。

## ■ 提案・報告の主な内容(概要)

### 1 計画の位置づけと計画期間

帯広市森林整備計画は、森林法の規定に基づき、北海道の地域森林計画に適合するよう、民有林を対象に帯広市の実情を考慮し、森林・林業に関する施策の基本的事項や森林所有者が行う伐採・造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの。計画期間は、2019年度から2028年度の10年間(5年ごとに10年間の計画を策定。)

### 2 計画の内容(主な変更点)

#### (1) 施業の標準的な方法(植栽本数等)にアカエゾマツを追加

- ・植栽本数にアカエゾマツを追加(密仕立て:2,500本/ha, 中庸仕立て:2,000本/ha, 疎仕立て:1,500本/ha)
- ・間伐の標準的な方法にアカエゾマツを追加(仕立て目標:400本/ha, 選木方法:定性及び定量, 間伐率:20~33%, 標準伐期齢未満の森林における間伐間隔:10年など)
- ・保育の種類別の標準的な方法にアカエゾマツを追加(下刈り:9年生まで, 除伐・つる切り:14年生時など)
- ・木材等生産林の施業の方法にアカエゾマツを追加(生産目標:一般材生産 30cm など)

#### (2) 森林経営管理制度の活用に関する事項を追加

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項に、「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努める。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。」を追加。

#### (3) 要間伐森林に関する事項の削除

森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が措置されることに伴い、森林法の「要間伐森林制度」が廃止される予定となっていることから、要間伐森林に関する事項を削除。

#### (4) 現況に応じた森林の区分の見直し

平成29年度末までに林地開発が完了した箇所等について、森林区分や施業方法の整合性を見直しを行った。

## ■ 今後のスケジュール

- ・平成31年2月中旬～ 公告・縦覧(概ね1か月)
- ・平成31年3月中旬 国の意見聴取・北海道との協議
- ・平成31年3月末 帯広市森林整備計画の決定

## ■ 審議結果

- ・同内容で、2月8日産業経済委員会へ報告することで了承された。

## ■ その他、指摘事項等

- ・特になし